標柱三号から一五六度四一分二七秒
三三・三七七メートルの地点　四号
標柱四号から二一二度二七分二五秒
七一・一六二メートルの地点　五号
標柱五号から二八五度二四分五一秒
三二・五〇六メートルの地点　六号
二(一)　砂防法第二条の土地の表示
上宇津根上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県阿武郡阿東町大字徳佐中字丸山五一
七番地内四等三角点丸山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三二七度五四分二二秒
一〇五一・〇二四メートルの地点　一号
標柱一号から二一六度二五分四一秒
二七・八九九メートルの地点　二号
標柱二号から二七〇度一六分五七秒
二八・三八五メートルの地点　三号
標柱三号から三〇七度〇七分〇七秒
八八・八三一メートルの地点　四号
標柱四号から一度二一分一九秒
三八・五二四メートルの地点　五号
標柱五号から六七度四〇分二六秒
九六・一三九メートルの地点　六号
標柱六号から一〇一度二一分一八秒
三三・三二八メートルの地点　七号
標柱七号から一七二度〇七分三七秒
一九・二八八メートルの地点　八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吉部野上西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県阿武郡阿東町大字生雲西分字ハツ五番地内三等三角点田野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七九度二八分一七秒
一〇三〇・五三七メートルの地点　一号
標柱一号から二八六度三四分四三秒
一七八・七六六メートルの地点　二号
標柱二号から五四度〇二分一五秒
一七七・八七七メートルの地点　三号
標柱三号から一四〇度二四分〇六秒
八九・二五四メートルの地点　四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吉部野上北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県阿武郡阿東町大字嘉年下字田屋七八番地内四等三角点田屋を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二七四度三一分二〇秒
六二四・五二〇メートルの地点　一号
標柱一号から一九七度四一分二七秒
一九八・〇一〇メートルの地点　二号
標柱二号から二九一度一九分〇六秒
九二・〇〇〇メートルの地点　三号
標柱三号から一四度五五分四六秒
一六七・一八七メートルの地点　四号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
唐津北渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県阿武郡須佐町大字須佐字吉ヶ浴三〇一九の二番地内四等三角点吉ヶ浴を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一四九度四一分二〇秒
一〇五三・七六八メートルの地点　一号
標柱一号から二七三度〇二分〇九秒
九八・九二八メートルの地点　二号
標柱二号から一八四度五四分五一秒
三九・九九三メートルの地点　三号
標柱三号から一一一度〇八分〇七秒
七二・四七二メートルの地点　四号
標柱四号から六九度五九分二〇秒
三八・一〇二メートルの地点　五号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
唐津渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県阿武郡須佐町大字須佐字吉ヶ浴三〇一九の二番地内四等三角点吉ヶ浴を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二〇五度〇三分四六秒
一一五四・三〇〇メートルの地点　一号
標柱一号から一四五度二五分五四秒
一四〇・〇七五メートルの地点　二号
標柱二号から二一二度五四分五七秒
三九・九二〇メートルの地点　三号
標柱三号から三〇二度二九分四三秒
一三四・四一三メートルの地点　四号
標柱四号から四度〇五分二三秒
四三・四四〇メートルの地点　五号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
押谷東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県萩市大字須佐
字家平　六〇番　一号
字清水　一九三番　二号
字清水ケ浴　六二番　三号から五号まで
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
萩原下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県美祢市於福町下
字石宗　一五一二番　一号
一五一四番　二号
一五一五番　三号及び四号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神領川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県大島郡周防大島町大字東屋代
字小迫　一〇六七番三　一号
三一一番一　二号
字北百合ケ迫　三二二番一　三号
三二一番一　四号
字上奥皆地　二九九番二　五号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大里川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千七百六号で指定した同号二三に掲げる土地の区域を除く。）
山口県長門市三隅上
字焼尾　七二一番　一号
七一八番　二号
七二〇番　五号
字奥大里　八二四番一七　三号
八二四番六九　四号
八二七番一　六号
字法師谷
○国土交通省告示第四百二十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年三月二十六日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
材木川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第十号で指定した材木川に掲げる土地の区域を除く。）
三重県いなべ市藤原町大貝戸
字西忠名貝戸　一八八五番　一号及び二号
一八九七番一　三号
一八九九番一　四号及び五号
一九二四番一　六号から八号まで
九号及び十号
一九三四番　十一号
一九三八番　十二号
一九四〇番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
向山谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成二十四年国土交通省告示第千百六十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域